

『万葉集』の〈義訓〉

一 はじめに——問題の所在——

『万葉集』の表記のありようについては、仙覚が「真名仮名」「正字」「仮字」「義読」の四種の「書様」を提示したが（仙覚「仙覚律師奏覧状」）、これら四種の「書様」のうち、「義読」については、「義訓」「意訓」などと称せられ、『万葉集』の表記法・用字法の一類として位置付けられてきた（以下、本稿では〈義訓〉と称する）。「仙覚律師奏覧状」以降、〈義訓〉について考察した主要な研究として次の研究が挙げられる。

- ① 由阿『詞林采葉抄』（第十、一三六六年、先行研究①）
- ② 春登『万葉用字格』（「例言」、一八一七年、先行研究②）
- ③ 鹿持雅澄『万葉集古義』（「総論」、一八四〇年頃か、

奥田俊博

先行研究③）

④ 高橋残夢『万葉国字抄』（一八四八年、内閣文庫蔵、先行研究④）

⑤ 澤瀉久孝「万葉集——文字使用法及訓み方——」（『国語国文の研究』4号、一九二六年、先行研究⑤）

⑥ 橋本四郎「多音節仮名」（『澤瀉博士喜寿記念 万葉学論叢』、一九六六年、先行研究⑥）

⑦ 『時代別国語大辞典 上代編』（「上代語概説」、三省堂、一九六七年、先行研究⑦）

⑧ 川端善明「万葉仮名の成立と展相」（上田正昭編『日本古代文化の探究 文字』社会思想社、一九七五年、先行研究⑧）

⑨ 沖森卓也『日本古代の文字と表記』（第二章第一節、吉川弘文館、二〇〇九年、初出は、「上代の文字法」

〔立教大学日本文学〕58号、一九八八年)、先行研究⑨)

⑩乾善彦『漢字による日本語書記の史的研究』(第二部第二章、塙書房、二〇〇三年、先行研究⑩)

右の①～⑩の先行研究のうち、近世以前の先行研究に見える〈義訓〉については、用字法的側面や訓法的側面を含んだ広がりをも有すること、および〈正訓〉に比して、用字と訓みとの対応関係を踏まえた訓みに重点を置く傾向が強いことが認められるが、近世以前に限定せず、現在までの先行研究を通覧したとき、以下の問題点が存する。まず、〈義訓〉における用字と訓みの関係が問題となろう。この関係については「打見たるまゝ、にては言と義と物遠きさまながら言ひ以て行ば、其事と知らる、をいふ」(先行研究②)、「語の意味を分析して得た結果を文字化した解説的な用字」(先行研究⑦)、「語の意味を分析的・解説的に——すなわち間接的に表記したもの」(先行研究⑧)などと理解されるが、用字と訓みの間接的な関係をより明確にするためには、漢語の用法も視野に入れながら〈義訓〉の具体例に即した検討が必要となろう。また、先行研究⑦は、〈義訓〉が「一般性をもたない一回的なものになりがちである」と述べるが、〈義訓〉と用字の定着度が実際にどのような関係なのか、という点について追究する必要がある。

らう。さらに、〈義訓〉と〈正訓〉(〈戲書〉との関係についても、具体例に即した検討を要する。〈義訓〉は〈正訓〉の対概念として把握される場合が多いが、同時に、〈義訓〉と〈正訓〉との区分が困難であるとする解(先行研究⑤⑨)や、〈義訓〉と〈正訓〉が連続的に捉えられるとする解(先行研究⑦⑧⑩)が存する点が留意される。一方、〈戲書〉との関係については、先行研究③が〈義訓〉と看做し得る〈戲書〉の例を掲げ、先行研究⑩は〈義訓〉と〈戲書〉が連続的であることを指摘する。〈義訓〉が〈正訓〉(〈戲書〉と連続的に捉えられるとすれば、連続的であることの内実について検討の余地が残る。

本稿では、如上の問題点を念頭に置いて、『万葉集』において〈義訓〉として認定される用字を主な対象にして、漢語の用法との関係や定着度について検討を行う。用字と訓みの関係は、用字の漢語としての意味と訓みの意味との対応性を含み、また、用字の定着度は、自立語の〈義訓〉のみならず、付属語の〈義訓〉も対象となる。次に、用字の意味と訓みの意味との間に齟齬が存する〈義訓〉の例を対象にして、用字と訓みとの間にある意味的転化に着目して類型化を試みつつ、抽出された諸類型における意味的転化の度合いについて検討を行う。さらに、〈義訓〉と〈正訓〉との関係、〈義訓〉と〈戲書〉との関係、および〈義

訓」と歌の表現との関係等について検討し、〈義訓〉のありようについて考察を行う。

二 漢語の用法との関係と〈義訓〉の定着度

〈義訓〉のありようを明確にするにあたり、まず〈義訓〉における用字と訓みの関係、および、〈義訓〉の用字の定着度について検討を行いたい。

(1) 世の中を何物ナニモノ尔ニ將マシ警ニ朝ト開キき漕ハぎ去リにし船フネの跡アトなきごとし(3三五一、沙弥満誓、「童蒙抄」『全註釈』・先行研究②)³

(2) 金風アキカゼ山吹ヤマフキの瀬セの鳴ナるなへニ天雲アマクモ翔トる雁カニに逢アへるかも(9一七〇〇、柿本人麻呂歌集、「代匠記(精撰本)」・先行研究①⑧)

(1) 「何物」については、『万葉考』が「物もて譬とする故に、物の字を添つ」と解し、『講義』は「体言としての「ナニ」なる時は「何物」といふ漢字をあつるを適當とする」と施注する。一方、吉川幸次郎「六朝助字小記」(『吉川幸次郎全集 第七卷』筑摩書房、一九六八年、初出は、一九四八年)は「何物」を六朝俗語の用法と位置付け、小島憲之『上代日本文学と中国文学 中』(第五篇第四章、塙書房、一九六四年)も、「何物」を中国俗字の用法と解した。『万葉集』において「ナニ」の通行の訓字が「何」

である点、および「何物」の用例が少数である点に鑑みれば、「此集中何物と書きて皆何と読ませたるは義訓と知るべし」(『童蒙抄』)という解が成り立つ。対して、「何物」が漢語の用法に沿っている点を重視した場合、「何物」は〈正訓〉として位置付けし得る側面を有する。同様のことは、(2)「金風」にも言えよう。「金風」を「アキカゼ」と訓むのは、周知のように「金」を「秋」に配する五行思想に基づく。「金風」は『万葉集』において(2)の他に二例(10二〇一三、10二二三〇一)見えるが、「アキカゼ」の通行の表記は「秋風」である。また、秋風の意を表す漢語の「金風」は詩文において一般的であり、「金風扇」素節スセツ、丹霞啓ニ陰期一「晉・張協「雜詩十首」、『文選』卷二九)などの例が存する。(1)「何物」、(2)「金風」は、漢語「何物」「金風」の意味が和語「ナニ」「アキカゼ」の意味と対応していると捉えられる。だが、中には、漢語としての意味と訓みの意味との間に齟齬ソゴが存する例も見える。

(3) ますらをもかく恋コイひけるを幼婦コメ之ノ恋コイふる心ココロにたぐひあらめやも(4五八二、大伴坂上大嬢、『攷証』『金子評釈』『窪田評釈』『全註釈』・先行研究②)

(4) この小川白氣シロキ結ムス激ハちたる走井ハシの上に言コト挙げせねども(7一一一三、「代匠記(初稿本)」『古義』『新編全集』・先行研究②③)

(3) のように「タワヤメ」を「幼婦」と表記する例は、『万葉集』では(3)以外に二例(4六一九、12二九二二)見えるが、訓字主体表記卷(卷一四・六〇一三・一六・一九)では、「手弱女之」(3三七九、大伴坂上郎女)、「手弱女」(4五四三、笠金村)など「手弱女」の表記も存する。この「幼婦」について、『新大系』は『世説新語』(中巻下・捷悟)を引用するが、ここで留意されるのは、初唐以前の漢籍に見える「幼婦」は曹娥の碑に刻された「黄絹幼婦外孫瑩曰」という字謎(離合義)に関係している場合が多いことである。『世説新語』においても、魏の曹操に対して楊脩(徳祖)が「黄絹幼婦外孫瑩曰」について「黄絹、色絲也、於レ字為レ絶、幼婦、少女也、於レ字為レ妙、外孫、女子也、於レ字為レ好、瑩曰、受辛也、於レ字為レ辞、所謂、絶妙好辞也」と答える。この字謎は広く知られていたらしく、『裴子語林』『異苑』等に異伝が見える。『万葉集』の「幼婦」は、これらの漢籍の表現に基づくとして見てよいであろう。とはいえ、少女の意の「幼婦」とたおやかな女性を意味する和語「タワヤメ」との意味的な対応は部分的である。(3)「幼婦」は、伊藤博『万葉集相聞の世界』第三章三、塙書房、一九五九年)、橋本達雄『大伴家持作品論攷』(「幼婦と言はくも著く——坂上郎女の怨恨歌考——」塙書房、一九八五年)が指摘するように、

大伴坂上大嬢が年少であることを踏まえていると看取される。つづく(4)の「白氣」は諸本・諸注が「キリ」と訓むが、『万葉集』では「霧」が通行的な訓字であり、「白氣」と表記した例は当該例のみである。「白氣」は、漢語としての使用が一般的であるものの、

十二月、白氣出三西南、從レ地上至レ天、出三參下、貫三天廂、広如三一正布、長十余丈、十余日去(『漢書』卷二六・天文志)

臣窃見、去年閏十月十七日己丑夜、有^〇白氣。從^〇西方天苑^二趨(中略)凡金氣為^レ變、發在^二秋節^一(『後漢書』卷三〇下・郎顛伝)

など、一般に白い気体の意で用いられ、直接的に霧を指すわけではない。ただし、漢籍に見える「白氣」は、右掲の『漢書』後漢書の記事のように、通常起こり得ない異変の徴候として出現する場合が多いという点が留意されよう。(4)の歌は、「この」と限定的に指示する小川に言挙げをしなくとも霧が生じたことが詠まれており、「霧が一面に立ちこめる神秘性」(『釈注』)を表すために「白氣」の用字が選択されたと推察される。

(5) : 思ふそら 安けなくに 嘆くそら 不安物乎^{カレシキモノ} : (4五三四、安貴王、『注釈』『全注』『釈注』)

(6) 山の際ゆ出雲の児らは霧なれや吉野の山の嶺霏^{ふき}

霏(3四二九、柿本人麻呂、『攷証』『金子評釈』・先行研究②)

(5)「不安」は、佐竹昭広『万葉集抜書』(「都」「曾」の或る場合)、岩波書店、一九八〇年)が「不安物登」(13三二五五)、「不安物乎」(13三二七二)の「不安」とともに「クルシキ」の訓みが適切であると解し、『注釈』『全集』『全注』『新編全集』『釈注』『新大系』などが「クルシキ」と訓む。漢籍においても、「不安」は、「專為淫虐、自知下罪多国中多中欲三告言」者上、建恐レ誅心内不レ安」(『漢書』卷五三、景十三王伝・江都易王建)など、安定しない心的状態を表す例が見えるものの、その心的状態と「クルシ」の心的状態とが全面的に対応しているとは言い難い。つづく(6)「霏霏」は、知られるように人麻呂作歌・人麻呂歌集に特徴的な用字であり、「タナビク」の意味との対応性ととも、「霏」の字の性質が問題とされてきた。「霏」については、『講義』が、漢語に「霏微」の用法が見えることから、本来「微」の字であったのを「霏」の字に做って「雨を冠し」「霏」とせしにあらざるか」と解し、近年では「霏」を「人麻呂の発明」とする解も見える。また、漢語の「霏微」については、『講義』が六朝時代以前の用法を見出せないとしたが、小島憲之前掲書(第五篇第四章)、「万葉用字考証実例(四)——原本系『玉篇』と

の関聯に於て——」(『万葉集研究 第七集』、塙書房、一九七八年)は「散漫輕煙軼、霏微商雲散」(梁・王僧孺「待宴詩」、『芸文類聚』卷三九、礼部中)などの六朝時代の用例を掲げて考察した。さらに、吉川幸次郎氏は、小島憲之氏、梅原猛氏との鼎談(梅原猛『万葉を考える』(新潮社、一九七九年)に収録)において、「霏微」が特殊な語でなく、当時において一般的な語であったために逆に文献に残らなかったのではないかと推測する。「霏霏」について言えば、確かに書籍には見出し難い語であると言えるが、墓誌には、

松楊蕭廳、野霧霏霏。閨宮永別、泉壤長歸(北周「張滿澤妻郝氏墓誌」(河北磁県より出土)、『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編 第八冊』167頁、一九八九年)の例が見える。右は、五七七(建徳六)年三月に一六歳で卒した張滿澤妻郝氏の墓誌の一部である。もとより、これは石刻資料の例であり、『万葉集』への直接的な投影を認めることは出来ないが、観智院本『類聚名義抄』に「霏霏タナビク」と記載されている点も考慮すると、「霏霏」の用字は個人の発明に帰するような語でなく、上代において受容された漢語だったと判断される。一方、和語「タナビク」との関係については、先掲『類聚名義抄』の記載や、阿形本『大毘盧遮那経義釈』(巻五)の「霏微」に「タナ

「タナビク」の訓が見えること（大坪併治「阿形本『大毗盧遮那経義釈』の訓点」、「大谷女子大國文」9号、一九七九年）から推して、「霏霏（霏微）」は「タナビク」と訓み得る用字であったことが知られるが、それでもなお、小島憲之「暮年三省——「霏微」再考——」（『美夫君志』26号、一九八二年）が指摘するように、漢語「霏微」が有する動的な性質と和語「タナビク」が有する静的な性質という差異は看過し得ない。『万葉集』において「霏霏」の使用が限定的であったのも、ひとつにはかような意味的差異が与っていたものと推測される。

〈義訓〉における用字の意味と訓みの意味との対応は均一的でないが、〈義訓〉の用字の定着度もまた均一的でない。(1)「何物」、(2)「金風」、(4)「白氣」、(5)「不安」は、それぞれ「何」「秋風」「霧」「苦」といった通行の訓字表記に比して、その使用が非一般的である点で共通する。しかし、(4)が孤例であるのに対し、(1)(2)(5)は複数例見えるという差が存する。さらに、『万葉集』の〈義訓〉の中には、

- (7) ……ますらをの 手結が浦に 海未通女 塩焼く煙
 ……(3三六六、笠金村、先行研究②④⑤)
 (8) 我妹子を早み浜風大和なる我松椿不吹有勿勤(1

七三、長皇子、先行研究②⑤)

の「未通女」「勤」など、(1)(2)(5)よりも通行的な表記として認められる例も見える。以上の諸例は、自立語であるが、付属語においても事情は同じである。付属語の〈義訓〉は、先行研究⑥⑦が詳細に論じており、贅言を要さないが、

- (9) 河上のゆつ岩群に草生さず常丹毛冀名常娘子にて
 (一二二 吹茨刀自、先行研究②⑦)

の「冀」などのように当該歌のみの例が見える一方で、(10) 軽の池の浦廻行き廻る鴨尚尔玉藻の上にひとり寝
 なくに(三三九〇、紀皇女、先行研究②④⑦)

(11) 我が背子が着せる衣の針目落ちずこもりにけらし
 我情副(4五一四、阿倍女郎、先行研究②④⑦)
 の「尚」「副」など、通行の表記と看做せるほどにその使用が一般的な例も存する。自立語・付属語を問わず、(7)「未通女」、(8)「勤」、(10)「尚」、(11)「副」は、語表記の段階で定着した〈義訓〉として位置付けし得る。

三 意味的転化と、歌意の反映

前節では、〈義訓〉における用字と訓みの関係、および定着度を中心に検討を行った。(1)「何物」、(2)「金風」は、用字の意味と訓みの意味とが対応していると言えるが、他の諸例は、程度量の差はあるものの、用字の意味と訓み

の意味との間に齟齬が存する例である。これらの齟齬が存する（義訓）においては、用字と訓みの間にある意味的転化についていくつかの類型が認められる。そのひとつに、出来事・行為の隣接性に基づく転化が挙げられる。

(12) 去家而妹を思ひ出でいちしろく人の知るべく嘆きせむかも（12三一三三、『代匠記（初稿本・精撰本）』『古義』『窪田評釈』『全註釈』『注釈』『全集』『新編全集』『全注』・先行研究②）

(13) あぢさはふ 妹目不数見而 しきたへの 枕もまかず…（6九四二、山部赤人、『金子評釈』『全註釈』『私注』『釈注』・先行研究③）

(12) 「去家」は『万葉集』で当該例のみであり、「タビ」の訓字は「客」「旅」が通行的である。「去家」は漢籍においても、「悠悠遠行客、去家千余里」（魏・曹植「雜詩」、『芸文類聚』卷二七・人部一一・行旅）、「去家日已遠、安知存与亡」（晉・劉琨「扶風歌」、『文選』卷二八）などの例が見える。漢語「去家」は、一般に、家を去る意で用いられ、和語「タビ」の意味とは全面的に対応しないが、家を去るという出来事・行為と、旅をするという出来事・行為とは、たとえば、家を去って旅をする、という理解を可能にするような隣接的な転化の關係にある。(13) 「不数見」も、「不数見」の文字列から喚起される、しばし

ば会わない、という意味と和語「カル」の離れる、別れる、という意味とが出来事・行為の隣接性に基づく転化の關係にあると看取される。

〈義訓〉における用字と訓みの間にある意味的転化については、出来事・行為の隣接性に基づく転化の他に、類と種の關係に基づく転化や、比喩に基づく転化が認められる。

(14) みさご居る荒磯に生ふるなのりそのよし名は告らせ父母者知友（3三六三、山部赤人、『攷証』『金子評釈』『注釈』『新編全集（解説）』・先行研究③）

(15) ；朝狩に 鹿猪踐起 夕狩に 鶉鳩履立…（3四七八、大伴家持、『鹿猪』…『新編全集（解説）』・先行研究③④、「鶉鳩」…『新編全集（解説）』・先行研究②③）

「父母」を「オヤ」と訓む例は、(14) の他に「父母者知等毛」（12三〇七七）が存する。その一方で「父母」は「父母賀」（9一八〇四、田辺福麻呂歌集）、「父母乎」（5・八〇〇、山上憶良）のように「チチハハ」とも訓まれる。和語「オヤ」は、父母だけでなく祖先をも指すが、その中で、(14) 「父母」は父と母に限定している点で類と種の關係にあると言えよう。また、(15) の「鹿猪」「鶉鳩」は、獵獸・獵鳥の代表として「鹿猪」「鶉鳩」を用いたとする解（『古義』など）が適切であろう。「鹿猪」「鶉

「鳩」も類と種の関係に基づく転化と位置付けし得る。一方、
比喩に基づく転化の例として、

(16) 『丸雪降遠江の吾跡川楊』刈れどもまたも生ふとい

ふ吾跡川楊(7-1293、柿本人麻呂歌集、『代匠

記(精撰本惣釈・初稿本・精撰本)』『古義』『全註

釈』『注釈』『全集(解説)』『新編全集』『全注』

『釈注』・先行研究①②③⑤⑦)

(17) …息の緒に 我が思ふ妹に 銅鏡 清き月夜に

ただ一目 見するまでには…(8-1507、大伴家

持、『金子評釈』・先行研究②)

などが挙げられる。(16)「丸雪」は、代表的な(義訓)の

ひとつであり、(義訓)と認定する注釈・先行研究も多い。

漢語として通例でない「丸雪」の文字列から喚起される形

態は、「アラレ」の形態と類似する。「丸雪」は、「アラレ」

との類似性に基づく比喩として理解される。一方、(17)

「銅鏡」の「銅」は、「白銅鏡手に取り持ちて」(12-318

五)の「白銅」とともに、「マソカガミ」の材料を示して

おり、「銅」「白銅」は、材料と製品の関係に基づく比喩と

して理解されよう。かような比喩に基づく転化の類型を認

めた場合、

(18) …娘子らに 逢坂山に 手向くさ 絲取置而…(13

三三三七)

の「絲」も「ヌサ」(『古義』『全集』『釈注』など)と訓む
ならば、「ヌサ」と「絲」の意味的關係は(17)「銅鏡」と
同じく、材料と製品の関係に基づいていると解し得る。

右の、出来事・行為の隣接性に基づく転化の例、類と種
の關係に基づく転化の例、比喩に基づく転化の例は、類型
として抽出し得るが、(義訓)における用字の意味と訓み
の意味の關係において多数を占める類型は、訓みの概念化
による意味的転化であろう。

(19) 草香江の入江二求食葦鶴のあなたづたづし友なし

にして(4-575、大伴旅人、『攷証』『全集(解

説)』『全注』『新編全集(解説)』『釈注』・先行研

究③④)

(20) 梅の花令落冬風音のみに聞きし我妹を見らくし良

しも(8-1660、「冬相聞」、大伴駿河麻呂、『代

匠記(初稿本)』『全釈』『金子評釈』『全註釈』『私

注』『注釈』『全注』『新編全集』『釈注』・先行研究

③)

(19)「求食」は諸本・諸注が「アサル」と訓む。和語

「アサル」は、餌や魚介類・海草類を探す行為を意味し、

また、『万葉集』では「アサル(アサリ)」を表記するのに、

「求食」の他、「海辺尔安左里為」(6-954、膳王)、「朝

入為等」(7-1167)などの仮名表記の例も一般的であ

る。一方、「求食」は「猛虎処三深山二百獸震恐、及三其在三
 奔檻之中一揺レ尾而求レ食。」(『漢書』卷六二・司馬遷伝)な
 ど、漢語としての用法が一般的であり、食べ物を求める意
 を有する。「求食」の用字は、「アサル」が表す行為を、食
 べ物を求めるという行為に抽象して示したものと見える。
 (20)「冬風」は、『万葉集』では当該例のみである。「アラ
 シ」は冬だけでなく、「霞立つ春日の里の梅の花山下風ル
 散りこすなゆめ」(8一四三七、「春雑歌」、大伴村上)の
 ように春の「アラシ」を詠んだ歌も見えるが、「あしひき
 の山下風波吹かねども君なき夕はかねて寒しも」(10二三
 五〇、「冬相聞」)などのように、冬の「アラシ」を詠んだ
 例も見える。(20)の歌は「冬相聞」に配された歌であり、
 「冬風」の用字は、冬の「アラシ」を詠むという作歌の状
 況に基づいて選択された用字であると考えられよう。かよ
 うな訓みの概念化による意味的転化は、その他、先掲
 (6)「霏霰タナヒク」、(7)「未通女ヨトメ」、(8)「勤ユメ」、(10)「尚スラ」、
 (11)「副タナヒク」などにも窺い知られる。これらの例においては、
 同一の訓みを表す訓字が見出し難い、または、同一の訓み
 を表す他の訓字が存してもその訓字が通行の表記でない、
 という緩やかな傾向が認められる。

〈義訓〉における用字と訓みとの意味的關係は、如上の
 類型を抽出し得るが、(12)〜(20)の大半は、語表記の段

階において用字と訓みとが意味的に対応する例であった。
 しかし、(18)「絲ヌイ」は、「幣に麻糸を用いた故の用字であ
 ろう」(『新大系』)などと解されるように歌の解釈に関わ
 り、(20)「冬風アラシ」も詠まれた歌の季節と関わる。また、先
 掲(4)「白氣キリ」も、言挙げをしなくとも小川に霧が生じ
 る、という通常起こり得ない神秘的な異変を表象している
 と言えよう。これら(4)〜(18)の用字は、それぞれ
 『万葉集』において当該例のみである。歌意に関連する
 〈義訓〉は、歌の個性性と相俟って表記も個別的になる、
 という傾向が認められよう。同様の例としては、

(21) けころもを春冬片設トキカタマケテ而出でましし宇陀の大野は思
 ほえむかも(2一九一)

(22) 明日香川しがらみ渡し塞かませば進留チカドク水母のどに
 かあらまし(2一九七、柿本人麻呂、『代匠記』(初
 稿本・精選本))『古義』『注釈』・先行研究②④)

の「春冬」「進」が挙げられる。(21)は、「皇子尊宮舎人
 等働傷歌二十三首」(2一七一〜一九三三)の一首である。
 第二句「春冬片設而」は、「ハルフユマケテ」(諸本)、「ハ
 ルフユカタマケテ」(『代匠記』(精選本))など、「春かた
 まけて」(『新考』など)などと訓まれてきたが、『新解』
 が「今は春冬を狩獵に適する時期と見て、二字でトキと読
 む」と解して「トキカタマケテ」と訓んだ。『万葉集』に

において「トキ」は「時」の表記が通例であり、「春冬」の表記は当該例のみである。また、漢籍では「抱三踟促之長懷、隨春冬而哀樂」（梁・沈約『夕行聞夜鶴』）、『玉台新詠』卷九）などのように、春と冬を指す。「春冬」の意味と「トキ」の意味とは類と種の関係にあり、(14)「父母」、(15)「鹿猪」「鶉鳩」に親近する。当該例において「春冬」の用字が使用されたのは、『全註釈』等が指摘しているように、狩獵が行われた季節が春と冬であったからだと考えられる。つづく(22)は「明日香皇女木廴殯宮之時、柿本朝臣麻呂作歌一首并短歌」（2一九六―一九八）の第一反歌である。第二句の「進留」は諸本、および多くの注釈が「ナガルル」と訓むが、『童蒙抄』は「ミナギル」と訓み、『釈注』は「あるいはススメルミツの訓を考えるべきか」と施注する。一方、小島憲之「万葉用字考証実例(一)——原本系『玉篇』との関聯に於て——」（『万葉集研究 第二集』、塙書房、一九七三年）は、原本系『玉篇』佚文、『篆隸万象名義』に見える「進」の字義を挙げ、「進」が「流」と同じ訓詁であると解した。「進」は、後漢・許慎『説文解字』に「進、登也」、魏・張揖『広雅』(釈詁)に「進、行也」、また、同書(釈訓)には「臺臺、進也」とある。「臺臺」は多義的であり、熱心に努めるさま、時が進むさま、絶えず走るさま、といった意味が認められる

とともに、「玄蔭耽耽、清流臺臺」（晉・左思「呉都賦」、『文選』卷五）のように、水流が滞らないさま、の意をも表す。「呉都賦」の例は、呉の都である建業の離宮の様子について叙した景観の一部である。この「臺臺」について、李善は「韓詩曰、臺、水流進貌」と解する。かような漢語の用法、ならびに、「流、水尾之」（7―10八）、「流水之」（9―17一四）といった表現に鑑みるならば、(22)「進留」は「ナガルル」と訓んで差し支えなからう。当該歌で詠まれる明日香川の流れは、すでに『窪田評釈』等が指摘するように薨去した明日香皇女を連想させる。また、結句の「のどにかあらまし」の表現は、明日香皇女の「早逝を悼む思い」（平館英子『万葉歌の主題と意匠』第二章第一節二、塙書房、一九九八年）が認められよう。筆録者が「進」を選択したのは、明日香皇女の薨去を悼み、明日香川の流れがのどかになってほしいと希求しながらも、実際は川の流れが滞ることなく流れ続ける様子を、漢語「進」の用法を応用して表そうとしたためであったと推察される。

四 〈義訓〉の位置付け——〈正訓〉〈戲書〉との関係と用字の選択の基盤——

〈義訓〉の位置付けを明確にするにあたっては、〈正訓〉や〈戲書〉との関係についても検討する必要がある。ま

ず、〈正訓〉との関係は、先行研究②の「言と義と疎きに似たれど古書に多く用ひなれたるは此を正訓とす」という理解に顕著に表れている。本稿のこれまでの検討をも踏まえるならば、〈義訓〉と〈正訓〉は、用字と訓みの関係、および用字の定着度が関わる。用字と訓みの関係は、用字が有する漢語本来の字義と訓みが有する意味の一致と乖離という二極の間で連続的であり、また、用字の定着度は、一回的・非一般的な使用と通行的・一般的な使用という二極の間で連続的である。典型的な〈義訓〉をひとまず規定するならば、それは、漢語本来の字義と訓みが有する意味が乖離し、かつ、一回的・非一般的に使用される訓字である、と言えそうであるが、実際の用例は典型例に限らない。また、漢語本来の字義と訓みが有する意味が乖離した場合においても、用字と訓みとの間にある意味的転化が関係しよう。先に抽出した諸類型のうち、訓みの概念化による意味的転化は、他の類型に比して意味的限定の度合いが用字によって異なり、意味的限定が顕著でない例は、〈正訓〉に親近する。加えて、定着度は、(1)「何物」と「何」、(2)「金風」と「秋風」などのように、〈義訓〉の用字それ自体の定着度に留まらず、同一の訓みを表す他の訓字の定着度も関係する。〈義訓〉と〈正訓〉の連続性は、これら複合的な尺度の中で位置付けられるものである。

一方、〈戲書〉は、先行研究②が用語として取り上げたことが広く知られるが、すでに『万葉考』に「戲書」の用語が見え、また、〈戲書〉と同様の概念を表す用語として、『万葉書』（『童蒙抄』）、『戲訓』（上田秋成『万葉集会説』、一七九四年）といった用語が使用されている。また、〈戲書〉の多くが仮名であることは、先行研究⑦⑧が指摘しているが、その点において通常訓字として定位される〈義訓〉とは性質を異にする。ただし、少数であるが、訓字である〈戲書〉の用法が存することを視野に入れるならば、井手至『遊文録 国語史篇二』（第一篇第二章、和泉書院、一九九九年）が訓字の〈戲書〉に相当する「義訓漢字」を指摘したことは看過し得ない。その「義訓漢字」の例として挙げている、

(23) 人言を繁三毛人髪三我が背子を目には見れども逢ふよしもなし(12二九三八)

の「毛人髪」は、〈義訓〉とする解（『代匠記（精撰本）』『童蒙抄』など）と〈戲書〉とする解（『窪田評釈』『私注』『全集』『新編』『釈注』・先行研究②③⑦など）に分かれる。その点で、先行研究③が「毛人髪三」等の用字について、「義を得て訓せたるものにて、かの義訓條に収べきことながら、いづれもことさらに戯れて書るにて、漢人のいはゆる隠語の類なれば分てしつ」と述べている点は留意さ

れよう。上代の「コチタシ」に、中古に見られるような、髪^ヘの毛が多い、という意味を認めるか否か、見解が分かるところのだが、髪^ヘの毛が多い、という意味を認めた場合においても、蝦夷の髪^ヘの毛という表現に戯れの意識が認められるならば、〈戯書〉と位置付けられ、一方、人のうわさが甚だしい状態の比喩として蝦夷の髪^ヘの毛を用いたと解するならば、〈義訓〉として理解される。

(24) …鏡なす 見れども飽かず ^{モチゾク}三五月之 いやめづ
らしみ：(2一九六、柿本人麻呂)

の「三五月」も、〈義訓〉とする解(先行研究①③⑧)と〈戯書〉とする解(『全釈』・先行研究②)とが存する。「三五月」も、「望月」「十五日」といった表記に比して、用字と訓みの関係がより間接的である点に着目すれば〈義訓〉として位置付けし得る側面を有し、「八十二」「十六」などの掛け算の九九を利用した表記である点を重視するならば、〈戯書〉として位置付けし得る側面を有する。〈義訓〉と〈戯書〉とは、漢語本来の字義と訓みが有する意味が乖離し、かつ、一回的・非一般的に使用される訓字である典型的な〈義訓〉と、「文学的意図による用字選択の場」(蜂矢宣朗「いはゆる「戯書」について」、『境田教授喜寿記念論文集 上代の文学と言語』、前田書店、一九七四年)の中で戯れの意識が認められる仮名である典型的な〈戯書〉と

の間に、〈義訓〉と〈戯書〉の双方の性質を併せ持つ例が存することによって連続的な様相を呈する。〈義訓〉と〈戯書〉の連続性は、〈義訓〉と〈正訓〉の連続性と同様、複合的な尺度の中で位置付けられる。なお、(24)「三五月」については、『講義』が漢語の熟字を用いたと解し、小島憲之前掲書(第五篇第四章)も中国の詩語を用いたと解する。漢語の用法に沿う点を重視すれば、「三五月」は〈義訓〉〈戯書〉のみならず、〈正訓〉としても位置付けし得る側面を有すると言えよう。

〈義訓〉の位置付けに関しては、さらに、用字の選択と歌の表現との関係も注意される。先掲(7)「未通女」、(10)「尚」、(11)「副」は、語表記の段階においてある程度定着している例であり、その使用も一般的である。その一方で、一回的・非一般的な〈義訓〉は、用字と訓みとの関係とともに、歌の表現も関係する例が少なくない。先掲(21)「春冬片設而」は、「時片設奴」(10一八五四)、「波流加多麻氣呂」(5八三八、大隅目楨氏針麻呂)、「冬方設而」(10二二三三)などの類句が存し、これらの類句が「春冬」の訓みを支えていると言えよう。また、

(25) 寒過暖来良思朝日さす春日の山に霞たなびく(10
一八四四、『童蒙抄』『全釈』『注釈』『全集』『新編
全集(解説)』『新編全集』『釈注』・先行研究②③

④⑤⑦⑨

における「寒」と「フユ」、「暖」と「ハル」の意味的關係は、(21)「春冬」と同様、類と種の關係として位置付けし得るが、「フユスギテハルキタルラシ」という訓みは、類句「春過而夏来良之」(一二八、持統天皇)などの類句が支えている。その他、(5)「思ふそら 安けなくに 嘆くそら 不安物乎」、(15)「朝狩に 鹿猪踐起 夕狩に 鶉鳩履立」、(16)「丸雪降遠 江の」の「不安」「鹿猪」「鶉鳩」「丸雪」においても、「嘆くそら 安けなくに 思ふそら 久流之伎母能乎」(17三九六九、大伴家持)、「朝狩りに 十六履起之 夕狩に 十里躑立」(6九二六、山部赤人)、「霰零遠つ大浦に寄する波」(11二七二九)などの類句が「不安」「鹿猪」「鶉鳩」「丸雪」の訓みに与っていると考えられる。対して、語表記の段階において用字と訓みとの間にある意味的転化が類型的でなく、かつ、類句の表現を見出し難い場合には、(義訓)としての訓みの認定は困難になりがちである。

(26) 戯奴^{ワケヌ}雲^{ウケ}和氣^{ワケ}之^ガ為^{タメ}が我が手もすまに春の野に抜ける茅^チ花^{ハナ}ぞ召して肥^ヒえませ (8一四六〇、紀女郎、先行研究③④⑤)

の「戯奴」に訓注が付されているのは、「戯奴」と「ワケ」との意味的転化が類型的でなく、類句も存しないことが関

係していよう。如上の点、および用字と訓みの意味的転化の類型や定着度を考慮するならば、次の(義訓)は、今少し検討を要する例と言える。

(27) 東の野にかぎろひの立つ見えてかへり見すれば月西渡。(一四八、柿本人麻呂、『代匠記(初稿本・精撰本)』『僻案抄』『古義』『講義』『全釈』『全註釈』『私注』『注釈』先行研究②③④)

(27) 「西渡」は、元暦校本・紀州本・西本願寺本などの諸本および多くの注釈書が「ツキカタブキヌ」と訓むが、『古葉略類聚鈔』に「ニシワタリ」とあり、『代匠記(精撰本)』(一案)、『私注』(一案)、『釈注』は、「ツキニシワタル」と訓む。また、吉永登「阿騎野の歌二題」(「万葉」88号、一九七五年)は、「ぬ」を完了と解した場合、「ふり返って見ると月が傾いた(傾いてしまった)」となつて意味をなさないと述べ、「かへり見すれば」と「月傾きぬ」との間に因果關係がないことから、「月にしわたる」「月傾けり」「月は傾く」の訓を提示する。当該例の「ヌ」については、『全注』が中西宇一「発生と完了」(『国語国文』26卷8号、一九五七年)を引用して、状態の発生を表すと指摘した点は看過し得ない。「ヌ」は、「状態の発生」(中西宇一前掲論文)、「展開中の過程」(吉田茂晃「完了の助動詞」考——万葉集のヌとツ——、『万葉』141号、一九九

二年)を表し、「うら悲し 春し過ぐれば ほととぎす
いやしき鳴きぬ」(19四一七七、大伴家持)のように、「ヌ」
に上接する動詞が動作の程度量をも含意した例も見える。
かような点に鑑みるならば、当該歌の「月西渡」を「ツキ
カタブキヌ」と訓んだとしても、月が西に傾いている過程
の展開を表していると解し得る。『万葉集』において、「ツ
キニシワタル」「ツキカタブケリ」の表現は通例でなく、
一方、「ツキカタブキヌ」は、「月加多夫伎奴」(17三九五
五、土師道良)、「月斜焉」(10二二九八)などの例が見え
る。(27)「月西渡」は、「西渡」の使用が当該例のみであ
り、また、「ツキカタブキヌ」の表現が定着している。西
に渡ることと傾くことが出来事・行為の隣接性に基づく転
化として認められるならば、「西渡」を〈義訓〉と解し、
「カタブキヌ」と訓むことが可能であると言えよう。

五 おわりに

以上、『万葉集』の〈義訓〉を対象にして、漢語の用法
との関係、定着度、意味的転化、歌意との関係、〈正訓〉
〈戯書〉との連続性、および歌の表現との関係等について
検討を行った。如上の検討の内容は、〈義訓〉に均質的な
範疇を認める方向に向かうものではない。たとえば、〈義
訓〉における意味的転化については、出来事・行為の

隣接性に基づく転化、類と種の関係に基づく転化、比喩に
基づく転化は、類型として認知しやすいが、訓みの概念化
による意味的転化は、他の類型に比して意味的転化の程度
が相対的であり、意味的転化が顕著な例と顕著でない例と
の間で連続的に分布する。また、典型的な〈義訓〉を、漢
語本来の字義と訓みが有する意味が乖離し、かつ、一回
的・非一般的に使用される訓字、とひとまず規定すること
は可能であるものの、その典型から外れ、漢語本来の字義
と訓みが有する意味が乖離しながらもその使用が一般的で
ある例や、漢語本来の字義と訓みが有する意味が一致しな
がらもその使用が一回的・非一般的な例も少なくない。

総体的に見て、〈義訓〉は、漢語本来の字義と訓みの意
味が一致し、かつ通行的・一般的に使用される訓字を典型
とする〈正訓〉を前提にした非均質的な範疇であると捉え
られる。〈義訓〉の範疇の不安定さは、〈正訓〉の範疇の不
安定さと相関する。(1)「何物」(2)「金風」など、通行
的でなくとも漢語の用法に沿った用字や、(7)「未通女」、
(10)「尚」など、漢語の用法に沿っていないくとも通行的で
ある用字は、〈正訓〉と連続的に捉えられる。〈義訓〉は、
用字と訓みとの関係、〈義訓〉の用字の定着度、同一の訓
みを表す他の訓字の定着度、等の複数の変数の値によって、
個別的な様相を呈する。加えて、〈義訓〉が用いられる歌

の用字のありよう、記載者の表記の志向、〈義訓〉と看做される用字の訓みの揺れ、『万葉集』の編纂と表記の關係、日本語表記の史的展開、等の観点をも加えるならば、〈義訓〉の用字に対して、より一層個別的な理解が求められる。その個別的な理解の要請は、逆に〈義訓〉という用語の有効性を問うこととなる。かような性質を有するこの用語を括弧にくくりながらも表記法・用字法の一類として認めて、上代における語表記の体系をより根本的に捉えようとするならば、上記の、歌の用字、記載者の表記の志向等の観点に基づいたさらなる追究が必要である。

注

(1) 『万葉集』における表記・用字についての研究史、および『万葉集』の表記法・用字法の概要については、森本治吉「万葉集の研究―用字法を中心として―」(『岩波講座 日本文学』岩波書店、一九三二年)、毛利正守「文字による文学」(中西進編『日本古代文学新史 古代Ⅰ』至文堂、一九九〇年)、井手至『遊文録 国語史 篇二』(第一篇「上代の用字と表記法」、和泉書院、一九九九年)を参照。

(2) この点については、拙稿「近世以前の万葉集表記関連用語―〈義訓〉を中心に―」(『国語語彙史の研究 二 十八』、和泉書院、二〇〇九年)を参照。

(3) 括弧内に掲げた注釈・先行研究は、〈義訓〉、または〈義訓〉に準ずる表記として位置付けている注釈・先行研究である(「義を以て記した」「意をとって記した」「意を得て書いた」「義訓的用字」などと解する注釈・先行研究も含む)。なお、『古義』については、「総論」に掲げた〈義訓〉の例は「先行研究③」とし、注釈において〈義訓〉と位置付ける例については「古義」とした。

(4) その他「辰^{トキニハナリヌ}尔波成」(11二六四一)、「将持辰^{モテラムトキニ}尔」(12二九七八)の「辰」が存する。

(5) この点については、注2前掲拙稿を参照。

(6) 『万葉集』の編纂と表記の關係については、毛利正守「万葉集の文字・表記論」(『国文学 解釈と鑑賞』76、5、二〇一一年)を参照。

付記

本稿は、平成二三年度上代文学会大会(平成二三年五月一五日、別府大学)での研究発表を骨子とする。席上ならびに発表後、多くの先生方から貴重なご教示をいただいた。ここに記し、深く感謝の意を表します。